



31食流第227号
令和元年7月8日

愛知県卸売市場審議会会長 殿

愛知県知事 大村 秀章



卸売市場法改正に伴う対応について（諮問）

食品流通が多様化する中、農林漁業者の所得を向上させるとともに、消費者ニーズに的確に応えていくためには、各卸売市場の実態において、創意工夫をいかした取組を実施するとともに、食品流通の合理化と生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を促進することが必要とされていることから、平成30年6月15日に改正卸売市場法が可決、成立し、同月22日に公布され、令和2年6月21日に施行されることとなりました。

このため、卸売市場法改正に伴う本県の対応として、愛知県地方卸売市場条例、愛知県卸売市場整備計画及び愛知県卸売市場審議会の廃止について、貴審議会に意見を求めます。

担 当 農業水産局農政部食育消費流通課
市場・食品表示グループ

電 話 052-954-6421（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6940